

表1 平成30年の火災状況

種別	件数
建物火災	19
車両火災	1
その他火災	22

表2 平成30年の出火原因別状況

種別	件数
放火(疑い含む)	18
ガスストーブなど	3
たばこ	2
石油ストーブなど	2
その他	17

秋川消防署からのお知らせ  
「平成30年中の火災状況」

平成30年中に秋川消防署管内(あきる野市、日の出町、檜原村)で発生した火災は42件(市内は31件)です。乾燥する日が続きます。燃えやすいもの、火の取り扱いには十分注意しまし

- 地域が一体となって、放火に対する警戒心を高め、放火されにくい環境づくりに努めましょう。
- 家の周りは常に整理整頓し、
- 燃えやすい物は置かないようにしまし
- 物置、車庫などは外部から簡単に侵入できないように、必ず鍵を掛けておきましょう。
- ごみは、決められている日の朝に出しましょう。
- 共同住宅の廊下、階段などの共用部分には物を置かないようにしまし
- コンロによる火災を防ぐポイント
- 調理中にコンロから離れないようにしまし
- コンロの周りに燃えやすい物を置かないようにしまし
- 安全機能付きのコンロを使用しまし
- 換気扇やコンロ周りの壁、魚グリルなどは定期的に掃除しまし
- 着火着火を防ぐポイント
- コンロの上や奥にある調味料などを取る時は、火を消しまし
- コンロの火が鍋などの底からはみ出さないように火力を調

空気が非常に乾燥しています  
火災に注意しましょう

あきる野市  
総合計画審議会委員を募集します

あきる野市総合計画は、市のまちづくりの基本的な方向性を示すものであり、市が実施する全ての事業の根拠となるものです。次期総合計画の策定に向け、幅広い意見をいただくため「あきる野市総合計画審議会」の審議会委員を募集します。

▽対象 市内在住の20歳(4月1日現在)以上の方  
※公募委員として他の委員会などの委員になつていてる方を除く

▽募集人数 3人(作文などによる選考)  
※作文の内容などは公表しませ

▽任期 4月から2021年3月まで(予定)  
※会議は、任期中に8回程度(予定)

▽委員報酬 1回9500円  
▽応募方法 3月15日(金)消印有効)までに、応募用紙(必要事項を記入)と作文(「あきる野市のまちづくり」をテーマに800字以内)を、送付するか直接窓口提出してください。

▽応募用紙は、企画政策課に配置してあります(市ホームページからダウンロードできます)。

▽応募・問合せ 企画政策課(〒197-10814 二宮350、直通558・126)

高齢者  
げんき応援事業

市内65歳以上の方を対象とした事業です。詳しくは、お問い合わせください。

開戸センター  
(☎550・2755)

- ▽絵手紙教室  
日時：毎月第1水曜日 午後1時30分～3時  
●定員：10人(申込み順)  
●費用：1回1000円
- ▽毛筆で書く百人一首  
日時：3月1日から毎月第1金曜日 午後1時30分～3時  
●定員：10人(申込み順)  
●費用：1回1000円

五口市センター  
(☎533・0330)

- ▽つまみ細工教室(ブローチ、ストラップ)  
日時：3月6日(水) 午後1時30分～3時30分  
●定員：10人(申込み順)  
●費用：1回1000円(材料費別)

萩野センター  
(☎550・2722)

- ▽いざという時に役立つ表書き講座  
日時：3月から8月までの毎月第1水曜日 午後1時～2時  
●定員：12人(申込み順)  
●費用：1回1000円

高齢者  
肺炎球菌ワクチン定期接種  
平成30年度対象の方へ



平成30年度対象者への高齢者肺炎球菌ワクチン定期接種費用助成は、3月31日で終了します。助成終了後に接種される方は、任意の予防接種となり、全額自己負担となります。

▽対象 市内在住で、過去に肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがなく、平成30年度中に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる方

※平成30年度のみ定期接種としての公費助成が受けられます。

▽接種回数 1人1回

▽接種方法 接種対象者に送付した通知と健康保険証を持って、通知に記載されている医療機関を確認の上、接種してください。

▽自己負担額 実施医療機関の定める接種費用のうち、助成額4千円を除いた額が自己負担額です。

※医療機関によって接種費用が異なり、初診料などが掛かる場合があります。

※生活保護受給者と中国残留邦人等支援給付受給者は、全額免除になりますので、接種時に受給者証明書を医療機関へ提出してください。

▽その他 接種対象外の方や再度の接種をされる方は、全額自己負担です。

▽問合せ 健康課予防推進係(直通558・1191)

高額介護合算療養費の  
申請書を送付します

高額介護合算療養費は、高額医療・高額介護合算制度で、健康保険と介護保険の1年間の自己負担額(※1)の合計が世帯(※2)に500円を足した金額を超えた場合に、超えた部分の金額について、それぞれの保険から支給されるものです(健康保険と介護保険のいずれかの自己負担額が0円の場合は対象外)。対象期間は平成29年8月から平成30年7月までです。申請先は、平成30年7月31日時点で加入していた健康保険です。

※1：食事代、差額ベッド代、高額療養費などは対象外  
※2：同じ健康保険に加入している家族が対象

▽申請書送付の対象 あきる野市の国民健康保険、東京都後期高齢者医療保険に加入し、支給が見込まれる方  
※詳しくは、2月中旬に送付する案内をご確認ください。  
※該当と思われる方で、申請書が届かない方は、連絡してください。

▽対象期間中に、転入、退職などで健康保険・介護保険が変わった方 申請書が届かない方でも、以前加入していた健康保険・介護保険で発行された「自己負担額証明書」を添付して申請することで支給対象となる場合があります。  
※「自己負担額証明書」の発行は、以前加入していた健康保険、介護保険にお問い合わせください。

▽問合せ 保険年金課国民健康保険係、保険年金課後期高齢者医療係、高齢者支援課介護保険係

別表 高額医療・高額介護合算制度の限度額

合算対象 所得区分	後期高齢者医療制度+介護保険	被用者保険か国民健康保険+介護保険(70歳～74歳の方がいる世帯)	被用者保険か国民健康保険+介護保険(70歳未満の方がいる世帯)	
			212万円 (※旧ただし書き所得が901万円超)	141万円 (※旧ただし書き所得が600万円超901万円以下)
現役並み所得者	67万円	67万円	67万円 (※旧ただし書き所得が210万円超600万円以下)	60万円 (※旧ただし書き所得が210万円以下)
一般			31万円	19万円
住民税非課税世帯	低所得Ⅱ 低所得Ⅰ			34万円

※「旧ただし書き所得」とは、前年の総所得金額、山林所得金額、株式・長期(短期)譲渡所得金額などの合計から基礎控除額33万円を控除した額です(ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません)。